

平成22年9月3日

厚生労働大臣  
長妻 昭 殿

四病院団体協議会

社団法人 日本病院会  
会長 堺 常雄

社団法人 全日本病院協会  
会長 西澤 寛俊

社団法人 日本医療法人協会  
会長 日野 頌三

社団法人 日本精神科病院協会  
会長 山崎 學



### 診療報酬の支払いの早期化に関する要望

レセプトのオンライン請求については、診療報酬の請求事務の迅速化等が図られることから、政府がその「義務化」の方針を示してから現在まで、四病院団体協議会としてもこの方針に最大限の協力をしてきたところである。

昨年、オンライン請求についてはこの従来の「義務化」の方針から「原則化」の方針となり、各種の例外措置が講じられるようになったが、そのような中においても、既に医療機関においては、全体で8割超のオンライン・電子媒体での請求を実現しているところである。

しかるに、現在のレセプトのオンライン請求については、保険者や審査支払機関における業務効率化のメリットはあると考えられるが、医療機関側にはメリットがない状況であると言わざるをえない。本来、レセプトのオンライン請求は、医療保険事務全般の効率化を図るものとして、保険者、審査支払機関、医療機関という医療保険制度の関係者全てが共同して取り組むことによって実現できるものであり、その負担は関係者全てで公平に分担すべきものである。したがって、今般、診療報酬について、その請求から医療機関への支払いに要する期間をできうる限り短縮することにより、レセプトのオンライン請求によるメリットを医療機関にも還元する方策を講ずべきと考えるため、その旨要望したい。

特に保険者にあっては、事務の効率化に加えて、レセプトのオンライン請求により、審査支払手数料が減額されているが、これは医療機関の取組によってレセプトのオンライン請求が促進されたことによるものである。したがって、このような利益を関係者間で公平に配分するためにも、保険者及び審査支払機関においては業務フローの見直し等を行うことにより、診療報酬の支払早期化については是非とも協力していただきたいと考えており、厚生労働大臣におかれては、このような方針の下、関係者間の調整を行っていただくよう要望する。